印鑑登録の手続き方法

※必ず裏面もご確認ください。

本人が来庁

本人確認書類はお持ちですか？
（下記Ⅰ類のどれか1つ）

はい

直接登録

① 登録しようとする印鑑
② 本人確認書類

①②の2点をお持ちください。

いいえ

印鑑を既に登録されている方で、登録者の保証人になっていただける方はいらっしゃいますか？

はい

保証人登録

① 登録しようとする印鑑
② 本人確認書類
※②は下記Ⅱ類のどれか1つ

【保証人欄の記入】
□保証人が記入
　誤りがある場合は保証人が訂正
□登録されている印鑑の押印
□印鑑登録証明書の添付
　3か月以内の原本に限る（原本還付不可）
　※保証人が茅ヶ崎市在住の場合は不要

上記の項目を確認のうえ、①②の2点と必要書類をお持ちください。

いいえ

① 登録しようとする印鑑
② 本人確認書類
※②は下記Ⅱ類のどれか1つ

①②の2点をお持ちください。

代理人が来庁

※代理人は15歳以上の方としてください。

① 登録しようとする印鑑
② 代理人選任届
③ 代理人の本人確認書類
※②は登録しようとする本人が自書で記入
※③は下記Ⅰ・Ⅱ類のどれか1つ

①～③の3点をお持ちください。

文書照会　※即日登録ではありません

数日後、登録しようとする本人宛に「印鑑の登録に関する照会書」（本人確認のための書類）が届きます。
（簡易書留、転送不可、親展で郵送）

照会書に印刷されている回答書欄に登録しようとする本人が必要事項を記入し、照会書を持参して申請した窓口に再び来庁してください。

登録しようとする本人が来庁されますか？

はい（本人）

① 回答書欄が記入された照会書
② 本人確認書類
③ 登録しようとする印鑑
※②は下記Ⅰ・Ⅱ類のどれか1つ

①～③の3点をお持ちください。

いいえ（代理人）

① 回答書欄・委任状欄が記入された照会書
② 代理人の本人確認書類
③ 登録しようとする印鑑
※①は登録しようとする本人が自書で記入
※②は下記Ⅰ・Ⅱ類のどれか1つ

①～③の3点をお持ちください。

登録完了（印鑑登録証をお渡しします。）

本人確認書類（Ⅰ類）

・個人番号カード
・運転免許証
・パスポート
・身体障害者手帳
・在留カード・特別永住者証明書
　※みなしのものを含む
・官公署発行の顔写真入り身分証明書
など

【注意】
顔写真ありの身分証明書は、写真と台紙にプレスか割印による証印があるもの、又は写真に特殊加工がされており、発行者の印があるものでなければなりません。期限切れのものは不可です。

本人確認書類（Ⅱ類）

・健康保険の資格確認書
・介護保険被保険者証
・年金手帳
・官公署発行の身分証明書
など

【問い合わせ先】
茅ヶ崎市市民部市民課 戸籍住民担当
電話　0467－81－7132

R8.1